

印旛利根川水防事務組合において制定すべき規則のうち栄町規則を準用する規則

昭和56年2月9日
印利水規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、印旛利根川水防事務組合において制定すべき規則のうち栄町規則を準用することを目的とする。

(準用する規則)

第2条 印旛利根川水防事務組合において制定すべき次の左欄に掲げる規則については、次の右欄に掲げる栄町規則を準用する。

印旛利根川水防事務組合において制定すべき規則	準用する栄町規則の名称
職員の勤務時間及び休暇に関する規則	栄町職員の勤務時間及び休暇に関する規則(昭和55年規則第12号)
職員の給料の支給に関する規則	栄町職員の給料の支給に関する規則(昭和55年規則第13号)
職員の初任給、昇給、昇給等に関する規則	栄町職員の初任給、昇給、昇給等に関する規則(昭和56年規則第2号)
職員の扶養手当の支給に関する規則	栄町職員の扶養手当の支給に関する規則(昭和55年規則第14号)
職員の住居手当の支給に関する規則	栄町職員の住居手当の支給に関する規則(昭和55年規則第15号)
職員の通勤手当の支給に関する規則	栄町職員の通勤手当の支給に関する規則(昭和55年規則第18号)
職員の時間外勤務手当等の支給に関する規則	栄町職員の時間外手当等の支給に関する規則(昭和55年規則第

	20号)
職員の期末勤勉手当及び勤勉手当の支給に関する規則	期末勤勉手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和39年規則第6号)

(読み替え規定)

第3条 前条に定める規則の準用にあつては、「栄町」とあるのは「印旛利根川水防事務組合」と、「町長」とあるのは、「管理者」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。